

一般社団法人日本パラバレーボール協会
日本代表選手選考規程

(目的)

第1条 本規程は、当連盟が、パラリンピック競技大会、アジアパラゲームス等の総合国際大会及び世界選手権大会、アジアオセアニアチャンピオンシップス等へ派遣する日本代表選手を選考するにあたり、公正かつ公平な手続を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 日本代表選手選考の対象者は次の項目すべてを満たす者とする。

- (1) 当協会登録者。
- (2) メディカルチェックで健康上問題が無く、競技を行う上で心身共に適した状態である者。
- (3) 日本代表選手として、礼儀、規律及びコンプライアンスを遵守し、行動し得る者。

(日本代表選手の選考基準)

第3条 日本代表選手は、次の基準に照らして選考する。

- ① 一般社団法人日本パラバレーボール協会「強化指定選手及びスタッフ行動規範」並びに「選手団派遣規程」を遵守できる者。
- ② 日本代表選手としてふさわしいテクニカル・フィジカル・メンタル等について、強化合宿への参加によりクリアしている者。
- ③ 日本代表監督(以下「監督」という)が明示する「日本代表が目指すチーム戦略及び強化方針」を理解できている者。
- ④ 他の選手との協調性があり、チームワークをとれる者。

(日本代表選手の選考及び決定方法等)

第4条

(1) 監督は強化合宿により日本代表選手候補を選考し、選手選考委員会に推薦し、選手選考委員会にて決定する。

① 強化合宿

各チームからの推薦に基づき強化指定選手候補者リストを作成し、強化合宿を実施する。監督は強化合宿での結果を基に日本代表選手リストを作成する。

(2) 強化指定選手の任期

強化指定選手の任期は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(強化指定選手資格の取り消し)

第5条 強化指定選手が下記の事項に該当すると認められた場合、強化指定選手の資格を取消す。

- ① 一般社団法人日本パラバレーボール協会「強化指定選手及びスタッフ行動規範」を遵守していないと認められた場合。
- ② クラス分け手続きにおいて、競技参加資格が認められなかった場合。

(異議申し立て)

第6条 日本代表選手の選考結果(前条の取消しを含む)に異議申し立てする場合は、その結果公表後1週間以内に次の当協会事務局のメールアドレス宛に申し出なければならない。異議については、理事会で審査及び裁定を下し、異議者に書面にて通知するものとする。なお、裁定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁の手続により解決されるものとする。

メールアドレス:info@jsva.info(当協会事務局)